

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

## 公表日

令和6年12月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下、「申請者」という。)が提出する寄附金税額控除に係る申告特例申請書等を収受・保管する。また、申請者の居住する市区町村に対し、eLTAX(地方税ポータルシステム)を用いて寄附金税額控除に係る申告特例通知書を電子送付する。
③システムの名称	表計算ソフトによる管理、寄附管理システムでの管理、eLTAX(地方税ポータルシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例管理台帳、寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	伊勢原市 企画部 財政課
②所属長の役職名	財政課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊勢原市 総務部 文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 (0463)94-4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市 企画部 財政課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 (0463)94-4862
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ふるさと納税の寄附者から申請書の提出を受け、寄附管理システムへ入力する際は、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。このように対策をシステム上でも人手による作業の面からも講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えます。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、ふるさと納税の寄附管理システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月14日	I 関連情報 評価実施機関における担当	財政課長 細野 文和	財政課長	事後	見直し時期に合わせて変更
平成30年9月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成29年1月10日時点	平成30年1月10日時点	事後	見直し時期に合わせて変更
令和1年6月28日	I 関連情報 1-②事務の概要	寄附金税額控除に係る申告特例通知書を送付する。	eLTAX(地方税ポータルシステム)を用いて寄附金税額控除に係る申告特例通知書を電子送付する。	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 1-③システムの名称	表計算ソフトによる管理	表計算ソフトによる管理、eLTAX(地方税ポータルシステム)	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	ワンストップ特例管理台帳	ワンストップ特例管理台帳、寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 (法律上の根拠)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)第9条第3項	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	—	地方税法第37条の2第2項	事後	根拠条文追加
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求(請求先)	259-1188 電話番号(0463)94-4711	〒259-1188 電話番号(0463)94-4867	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ(連絡先)	電話番号(0463)94-4711	電話番号(0463)94-4862	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成30年1月10日時点	平成31年1月10日時点	事後	見直し時期に合わせて変更
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更による追加	事後	新様式への変更
令和2年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成31年1月10日時点	令和2年1月10日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和6年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	表計算ソフトによる管理、eLTAX(地方税ポータルシステム)	表計算ソフトによる管理、寄附管理システムでの管理、eLTAX(地方税ポータルシステム)	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和6年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	令和2年1月10日時点	令和6年1月10日時点	事後	
令和6年12月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	様式変更による追加	事後	
令和6年12月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	様式変更による追加	事後	